

平成23年 第2回臨時会

## 館林衛生施設組合議会会議録

平成23年11月29日開会

平成23年11月29日閉会

館林衛生施設組合

## 平成23年館林衛生施設組合議会第2回臨時会会議録目次

議事日程 .....	2
本日の会議に付した事件 .....	2
出席議員 .....	3
欠席議員 .....	3
説明のために出席した者 .....	3
事務局職員出席者 .....	3
開会及び開議 .....	4
会期の決定 .....	4
会議録署名議員の指名 .....	4
議案第9号 .....	4
管理者の挨拶 .....	9
閉会 .....	9
署名議員 .....	10

平成23年館林衛生施設組合議会第2回臨時会会議録

平成23年11月29日(火曜日)

館林市役所 全員協議会室

議 事 日 程

平成23年11月29日午後1時54分開議

- 第1 会期の決定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 議案第9号 館林衛生施設組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

出席議員（10名）

1 番	橋 本 徹 君	2 番	篠 木 正 明 君
3 番	岡 村 一 男 君	4 番	小 林 信 君
5 番	市 川 初 江 君	6 番	延 山 宗 一 君
7 番	奥 澤 貞 雄 君	8 番	野 本 健 治 君
9 番	小 林 正 明 君	10 番	川 田 延 明 君

欠席議員（なし）

---

説明のために出席した者

管 理 者（館林市長）	安 樂 岡 一 雄 君	
副 管 理 者（板倉町長）	栗 原 実 君	
副 管 理 者（千代田町長）	大 谷 直 之 君	
副 管 理 者（館林市副市長）	金 井 田 好 勇 君	
明和町副町長	矢 島 修 一 君	（副管理者明和町長代理）
会 計 管 理 者	石 井 正 和 君	
事 務 局 長	阿 部 正 君	
施 設 整 備 係 長	小 川 清 治 君	

---

事務局職員出席者

書 記	小 島 和 代	書 記	奥 山 浩 康
書 記	野 村 浩 一	書 記	青 木 裕 二

## 第 1 開会及び開議

(平成23年11月29日午後1時54分開会)

○議長(小林信君) 定刻前ではありますが、それぞれおそろいになっておられますので始めたいと思います。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、告示第6号をもって召集されました平成23年館林衛生施設組合議会第2回臨時会は成立いたしました。

これより開会し、直ちに会議を開きます。

## 第 2 会期の決定

○議長(小林信君) 日程第1、会期の決定をいたします。

本臨時会の会期を本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林信君) ご異議ないようですから、さよう決定いたしました。

## 第 3 会議録署名議員の指名

○議長(小林信君) 次に、日程第2、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に、5番、市川初江君、6番、延山宗一君を指名いたします。

## 第 4 議案第9号

○議長(小林信君) 次に、日程第3、議案第9号 館林衛生施設組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

管理者、安楽岡一雄君。

○管理者(安楽岡一雄君) 議案第9号 館林衛生施設組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、人事院勧告に基づいた群馬県職員の給与改定の例により、給与の公民格差を是正するため、中高年齢層の職員に限定して、給料月額を平均 0.3 パーセント引下げようとするものでございます。

よろしくご審議の上、原案のとおり議決くださるようお願い申し上げまして提案理由の説明といたします。

○議長(小林信君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

2番、篠木正明君。

○2番(篠木正明君) それでは、議案第9号 館林衛生施設組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてお尋ねしたいと思います。

今回の給与改定ですけれども、国におきましては人事院勧告を実施せずに給与臨時特例

法案でそれ以上の引下げを2年間に限ってやっていくことを決定されました。それらの内容の閣議決定が10月28日にされたわけですが、同日「地方公務員の給与改定に関する取扱い等について」という総務副大臣名の通知が各都道府県・政令指定都市等に通知が出されました。その通知が都道府県を通じて各市町村にも徹底するよという内容になっておりますけれども、この「地方公務員の給与改定に関する取扱い等について」のこの通知の中身についてお尋ねしたいと思います。

それともう1点はですね、この間、職員の給与というのがずっと引下げられてきたわけです。振り返ってみますと、平成11年に期末勤勉手当が下げられてまいりました。その当時、平成100年が5.25か月分であったのが、現在は3.95か月分になっております。また、給与月額につきましても平成18年に引下げが行われ、この間6回にわたって減額もされてきたわけですが、そうしますと引下げが行われる前の平成10年度と比べて今回の引下げの影響も含めてまして年額どれくらいの給与が減額になっているのか、それについてお尋ねしたいと思います。

○議長(小林信君) 事務局長、阿部正君。

○事務局長(阿部正君) それでは、お答えいたします。

まず、総務省からの助言ということで、公務員の給与改定に関する取扱いに関して通知をいただいておりますので、その関係についてご説明いたします。

まず、地方公務員の給与改定を行うに当たって、地方公務員法の趣旨に沿い、国における取扱い並びに人事委員会の給与に関する報告及び勧告、現下の地方行財政の状況等の地域の実情を踏まえつつ、地方公共団体の給与実態等を十分検討の上、次の事項に留意し、議会で十分審議を行い、適切に対処されるよう期待するとの通知をいただいております。留意すべき事項としましては、公務員の給与改定において労働基本権が制約されている現行制度では、人事院勧告を尊重することが基本であり、地方公務員の給与改定に当たっては、人事委員会の給与に関する報告及び勧告等を踏まえ適切に対処すべきであることに留意いただき、人事委員会を置いていない市及び町村については、都道府県人事委員会における公民給与の調査結果等を参考に、地域の民間給与を反映させた適切な改定を行うことが重要であると助言をいただいております。

続きまして、衛生施設組合職員の平成10年から現在までの引下げ額でございますが、これは給料と期末勤勉手当の合計になりますけれども、月額で3万7,211円の減額になっております。

以上でございます。

○議長(小林信君) 2番、篠木正明君。

○2番(篠木正明君) では、2回目のお尋ねをしたいと思います。

あの、「地方公務員の給与改定に関する取扱い等について」の通知なのですが、あくまでも給与については自治事務ですから通知に従わなくてはならないという法的なものはないわけでありまして、あくまでもこれは技術的な助言となっております。それにしましても、その通

知の中身を見てみますと、今、局長も答えられた部分もありますし、答えていない部分でいいますと、「第2の今年の給与改定等について」でいくつか挙げているのですが、その中にですね、給与条例の改正は議会で十分審議の上行うこととし、地方自治法第179条の長の専決処分の規定に該当する場合を除き専決処分によって行うことのないようにすることとちゃんと明記されているのです。それで、自治法の規定によりますと、特に緊急を要するために議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたときがこの長の専決処分が許されているのですが、今回の場合、通知が出されたのが10月28日ですから時間的な余裕がないってことはありませんので、ちゃんとこの臨時議会を開いたということは私も高く評価をしたいと思います。その上でですね、やはりこの中で指摘されているのは、各人事委員会で官民格差の比較とその反映について一層の説明責任が求められているということに留意いただきたい。そして、人事委員会を置いていない市及び町村については、都道府県人事委員会における公民給与の調査結果等も参考に地域の民間給与を反映させた適切な改正を行うことが重要であると書いてあります。ですから、人事委員会の例に倣ってと言いましたけれども、あくまでも群馬県の人事委員会の行った勧告は参考にして独自に民間との給与格差を考えて今回の給与改定を行うようにというのが総務省の助言であるわけですが、そういった場合にどう考えて行くのか。今年はですね、例えば春闘の結果を見ましても主だったところが給与が増額になっているわけですね。また、これは国税庁民間給与実態統計調査によってもこれは昨年の給与所得ですけれども約1.5パーセント増だったという結果も出ております。こういう結果を見ると、人事院なり県の人事委員会が官民格差ということでマイナスの勧告をするということが私にはよく分からないですけれども、そのところをどう考えているのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

それと、平成10年からの年間給与の減額の金額を尋ねたのですが、月額3万何ぼということでもちょっと合計がよく分からないのですけども、いずれにしても平成10年から比べると国家公務員でいうと年額約70万下がったと言われております。ですから、衛生施設組合の職員の方でも何十万単位で下がっていると思うんですけど、こうやって職員の給与を下げるのが地域経済又日本経済にどのような影響を与えるのかということを一方では考えなくてはならないと思うのです。給与が下がるということは内需が冷え込んでいくわけですから、今、この不況の中かえって日本経済にはマイナスになってくるのではないかと思います。確かに衛生施設組合だけを見れば職員の数もそんなに多くありませんし、その影響というのはほとんどないわけですが、これを日本国中の国家公務員又は地方公務員が一斉に下げているわけですから、その結果日本経済には悪い影響をずっと私は与えてきたのではないかと感じております。日本経済の回復を考えた場合でもただ給与を下げるのではなくて、逆に上げて行くことが必要だと思いますけども、その辺の関連ではどう考えているのかお尋ねしたいと思います。

○議長(小林信君) 事務局長、阿部正君。

○事務局長(阿部正君) お答えいたします。

まず、第1点目の人事院勧告の内容の精査につきましては、当組合の現在の組織ですとなかなかそこまで一般の給与関係ですか、その辺の調査、普段の業務を行っている上でこちらの業務まで加えてやっていくというのは、なかなかちょっと困難なところがありますので、現状うちの方は先ほど申し上げましたように県の人事委員会の勧告内容ですか、これを一応尊重いたしております。まず、県の人事委員会の勧告内容ですけれども、事業規模が50人以上、事業所数にして169事業所の給与実態を調査して公民格差を比較しております。その結果、若年層を据え置いた平均月額、月例給ですけれども、これは県におきましては1,152円、率にして0.3パーセントの引下げですか、これを組合に置き換えますと0.15パーセントの引下げで、改定額が月当たり1人当たりで564円ということになっております。

それともう1点、毎年引下げが行われるということで、その給与引下げによって地域経済にどのような影響を及ぼすかというご質問ですけれども、景気低迷や雇用の悪化の続く中で現在の経済情勢において財政状況や住民感情等を考えた中で公務員の給与につきましても労使交渉等によって経済・雇用情勢等を反映して決定される民間の給与に準拠して定めることが合理的であると。また、民間準拠を基本とした人事院勧告に基づく給与改正は適正であることから、市民の理解を得られるもの認識して、地域経済への影響とは別に考えて行くべきではないかというようなことで考えております。

それと先ほど1回目の質問の中で年額の金額が漏れて申し訳なかったですけども48万3,743円になります。

以上です。

○議長(小林信君) 2番、篠木正明君。

○2番(篠木正明君) では、最後のお尋ねをしたいと思っておりますけれども、人事院勧告や人事委員会の内容で民間給与に準拠して行っていくという考え方は分かるのですけれども、私が言いたいのはあくまでもそれを参考にして自分たちが考えなさいと。もちろん体制上それを調査する体制はありませんから調査しろとまでは言いませんけれども、なぜその群馬県の人事委員会がマイナス1,152円という勧告を出したのか、その根拠ぐらいは私は問合せをするべきではないのかなと。それで、民間給与に準拠してと言いますが、今年の春闘を見ますと、皆、増額で上がっているわけなんです。春闘で民間給与が上がっているのになぜ人事院勧告や群馬県の人事委員会の勧告ではマイナスになってしまうのか、どう考えてもおかしいですよ。おかしいと思えばそれを問い合わせるべきではないかなと私は思うんですけども、そういう点はやらなかったようでありますね。まっ、やってないので仕方がないですが、指摘しておきたいと思っておりますけれども、その上でですね、一層の説明責任が問われるというのが通知の中にあるわけで、それは市民に対する説明責任ももちろんですし、この給与改定によって引下げが行われる職員に対してもなぜこれだけの引下げなのかという説明責任を負うということだと思っております。ただ、単に人事委員会の勧告に従ったんですよでは私は済まされない問題だと思うんですけどもその点はどのように考えていらっしゃいますか、お尋ねしたいと思います。



○議長(小林信君) 事務局長、阿部正君。

○事務局長(阿部正君) ただいまのご質問ですけれども、私個人的な話でしたらこの引下げというのはやむを得ないと十分理解しておりますし、私の考えと他の職員もおそらく同じような考えでいるかと思えます。その背景には何があるかと言いますと、うちの方の組合は構成市町の負担金でもって賄っております。その構成市町というのが今厳しい財政状況の中又は国の方でも国庫支出金等におきましても今後東日本大震災の復興にそちらの費用をかなり取られるということも考えられますし、その辺からできるだけいろいろな経費、支出する経費は削減されるのが普通考えて当たり前じゃないかというような考えでもって私個人的ではおりますし、他の職員も当然そのような考えでいると思えますので、その辺でもって給与改定の引下げということで提案させていただいたということでございます。

以上です。

○議長(小林信君) ほかに。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林信君) 質疑を打ち切ります。

討論を行います。

○議長(小林信君) 2番、篠木正明君。

○2番(篠木正明君) それでは、議案第9号 館林衛生施設組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について反対の立場から討論を申し上げたいと思います。

今回の給与改定に当たりまして、以前のように専決処分ではなくて、しっかり臨時議会を開いたということは私も最初に申し上げましたように高く評価をしたいと思います。ですが、今回のマイナス減額の改定につきまして、なぜそれだけの改定が必要なのか、これは県の人事委員会任せであって自分たちでしっかり説明をすることができないということは私はいかがなものかと考えております。また、ずっとこの間職員の給与を引き下げることによって全国的に見れば経済に対してプラスの影響は与えてこないという結果もありますし、それを更に引き下げることについては経済に与える影響が大きいということを指摘しながら今回の議案については反対をさせていただきますしたいと思います。

以上です。

○議長(小林信君) ほかに。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林信君) 討論を打ち切ります。

採決いたします。

議案第9号を原案どおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

( 挙手多数 )

○議長(小林信君) 挙手賛成、多数。失礼いたしました。挙手多数。

よって、議案第9号は原案どおり可決いたしました。

## 第 5 管理者の挨拶

○議長(小林信君) 以上で、本日の議事日程の全部を終了いたしました。

この際、管理者から御挨拶したい旨、申し出がありましたので、これを許します。

管理者、安楽岡一雄君。

○管理者(安楽岡一雄君) 本日は、館林衛生施設組合第2回臨時会を開催いたしましたところ、議員の皆様方にはご多忙の中、ご出席を賜りまして大変ありがとうございます。

また、提案した議案を可決をしていただきまして厚くお礼申し上げます。

本年も残すところ約1か月となりました。

館林市、板倉町、明和町の1市2町で進めておりますごみ処理共同事業は、現在、計画支援事業としまして、熱回収施設等の基本計画の策定業務を進めているところでございます。その結果もまとも次第ご報告させていただきたいと思っております。

また、し尿処理業務におきましても、日常における設備の維持管理を適切に実施するとともに、今年度、修繕計画に基づき予定しておりました前処理機械設備等の更新工事を現在進めているところでございます。

今後とも組合運営につきましては、一生懸命努力してまいりたいと考えておりますので、議員各位にもあらゆる面で、ご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

議員各位におかれましては、健康に十分ご留意いただき、より一層のご活躍をいただきませうようお願い申し上げます。簡単でございますがお礼に代えさせていただきます。

ありがとうございました。

## 第 6 閉 会

○議長(小林信君) 以上をもちまして、館林衛生施設組合議会第2回臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後2時15分閉会)

平成 23 年 月 日

議 長 小 林 信

議 員 市 川 初 江

議 員 延 山 宗 一